平成28年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望 (マイナンバー制度関係)

【内閣官房】

平成27年8月10日

全 国 知 事 会

マイナンバー制度について

(1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、「通知カード」の取扱いや「個人番号カード」の取得等において混乱が生じ、普及、定着が阻害されるおそれがあることから、国民が適切にマイナンバーを取り扱えるよう、制度の概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、「個人番号カード」の取得等に必要となる手続きや注意すべき事項等についても、導入スケジュールと併せて早急に周知・広報を強化すること。

その際には、若者から高齢者までの各階層、外国人及び情報弱者に対して、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細やかな周知・広報を行うこと。

また、居所に住民票を移すことのできない事情にも十分配慮すること。

(2) マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点からの懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に係る国民の不安を払拭できるよう、制度の安全性 や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を確立すること。

特に特定個人情報保護方策について、社会情勢、国民の意識、技術動向等諸環境の変化を踏まえ、情報漏洩や目的外利用などの危険性について不断の検証を重ねた上で、随時追加・見直しを行うこと。

(3) マイナンバー制度に係るセキュリティ対策については、技術的・物理的・人的対策の観点から、再度、総点検し、国民の信頼が得られる安全対策を示すこと。また、事前に、情報漏洩が発生した場合の対応として、被害の拡大防止対策を講じておくこと。

なお、地方公共団体が実施するセキュリティ対策に必要な経費について財政措置を講じるほか、民間事業者においても、十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において対応すること。

(4) マイナンバー制度においては、行政機関をかたった不正な勧誘、マイナンバーに関連した悪質商法や、マイナンバーや個人情報を騙し取るフィッシング詐欺等が発生するおそれがあるため、内閣官房や消費者庁等が主体となって様々な注意 喚起及び情報提供を行うとともに、監視体制を確保し、詐欺や悪質行為の被害を未然に防止するため万全を期すこと。

(5) マイナンバー制度の円滑な導入には、全ての地方公共団体と民間事業者において、制度の理解、システム改修や体制の整備が必要となることから、準備状況を勘案し、所管省庁が参加した説明会や研修会の開催及びマニュアルの作成を行うこと。

特に中小企業・小規模事業者においても、マイナンバー制度への対応が確実に行えるよう国の責任において必要な支援を行うこと。

なお、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方公共団体や民間事業者が主催する説明会や研修会についても、講師を無償で派遣すること。

(6) マイナンバー制度に関して、地方側で対応が必要となる作業等についての情報は、内閣官房や総務省等において一元的な情報提供に努め、地方の作業に遅れが生じないよう適切な時期に行うこと。

また、地方との協議が必要な場合及び地方から協議の求めがある場合には、「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」等の場において、地方の意見を十分に聴いた上で、反映させること。

(7) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、システム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、 地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

特に、国が設定した補助金の上限額と、地方の見積額に乖離が生じる場合には、その原因を分析し、地方側に示すとともに、不足分について必要な財政措置を講じるほか、今後、地方公共団体が行う各種連携テストの実施に必要な経費について必要な財政措置を講じること。

(8) マイナンバー制度の普及、浸透を図るため、セキュリティや費用対効果等について十分に検証した上で、「個人番号カード」に健康保険証等の機能を追加し、「マイナポータル」で提供する情報を充実させるほか、民間事業者まで拡大される公的個人認証サービスの署名検証者の増加を図り、手軽で利便性の高いものにすること。

特に、「個人番号カード」の普及を図るため、発行手数料については引続き国が負担すること。

(9) 法施行後3年を目途として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や 民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ 聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。